

令和8年度 長野県消費者団体との意見交換会の概要

1 日時：令和8年7月13日（月） 9：55～11：40

2 場所：長野県婦人会館 1階会議室

3 出席者：

（消費者団体）11名

信州大学総合人間科学系教育基盤構築センター教職支援部門	1名
長野県生活協同組合連合会	2名
生活協同組合コープながの	2名
日本労働組合総連合会長野県連合会	1名
一般社団法人 長野県連合婦人会	1名
長野県労働者福祉協議会	1名
長野県平和・人権・環境労働組合会議	1名
新日本婦人の会長野県本部	1名
農民運動長野県連合会	1名

（農林水産省 関東農政局）9名

企画調整室 調整官	高橋 英明
企画調整室 室長補佐	角田 卓二
企画調整室 食料安全保障係長	稲葉 清春
生産部環境・技術課 プラスチック削減対策係長	川崎 誠一郎
消費・安全部消費生活課 課長補佐	三浦 康幸
消費・安全部消費生活課 消費者行政専門官	羽原 広一
消費・安全部消費生活課 食品情報係	新井 莉名
長野県拠点 地方参事官室 副地方参事官	塚原 良人
東京都拠点 地方参事官室 主任農政推進官	佐藤 和弘

4 冒頭挨拶

長野県消費者団体との意見交換会の開催にあたり、長野県消費者団体連絡協議会の会長より、ご挨拶をいただきました。内容は以下のとおり。

【消費者団体】

皆様、おはようございます。

本日は、農林水産省関東農政局及び長野県拠点から、9名の皆様にお越しいただきました。ご多忙の中、ご参加いただき、誠にありがとうございます。

最近では、半導体や生成 AI などの話題が社会の中で大きく取り上げられ、科学技術の進歩に注目が集まっています。これらは現代社会に欠かせない重要な技術であり、私たちの生活を支えています。

しかし、その一方で、「農は国の根本なり」という言葉があるように、食料の安定供給や農業の維持・発展は、国の基盤を支える極めて重要な課題です。どれほど技術が進歩しても、安全で安心な食料を確保することの重要性は変わりません。

本日は、農林水産省の皆様から貴重なお話を伺うとともに、意見交換をさせていただく機会となっております。参加者の皆様におかれましても、日頃感じていることやご意見をぜひ率直にお話しいただければと思います。

本日の会が実りあるものとなることを願いまして、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

5 概要

関東農政局企画調整室調整官、消費・安全部消費生活課課長補佐及び生産部環境・技術課係長から資料に沿って説明後、意見交換を実施しました。消費者団体の方々からの主なご意見、やり取りは以下のとおり。

○マイクロプラスチック及び小麦の赤かび病に関する質疑

【消費者団体】

2点お伺いします

1点目は、食品の安全確保及び消費者の信頼確保に関する取組のうち、マイクロプラスチックについて伺います。農業分野では、農業用資材の残留防止の観点から、環境中に残りにくい資材への切替えが進められていると承知しています。こうした取組に関連し、農地や農作物、周辺環境におけるマイクロプラスチックの残留状況について、これまで調査や実態把握は行われているのでしょうか。また、今後の調査予定があればお聞かせください。

あわせて、既に調査を実施している場合は、その結果の概要について分かりやすくご説明ください。

2点目は、国産小麦の安全な生産について伺います。小麦の赤かび病は、デオキシニバレノール（DON）などのかび毒による健康影響のおそれがあることから、適切な

防除と管理が重要な課題であると認識しています。

一方で、生産現場や地域住民の間では、赤かび病菌の孢子や、DON などのかび毒に汚染された小麦由来の粉じんを吸入した場合の健康影響を懸念する声もあります。そこで、赤かび病菌の孢子やかび毒汚染粉じんの吸入による健康影響について、これまで国として調査・研究を実施した実績があるのか、また、どのような知見が得られているのかをお伺いします。あわせて、農作業従事者や周辺住民のばく露リスクについて、現在どのように評価しているのか、政府の見解をお示してください。

また、赤かび病や DON などのかび毒による食品安全上の課題は、日本固有のものなのか、それとも世界共通の課題として認識されているのかについてもお聞かせください。

さらに、気候変動の進行に伴う発生リスクの変化も懸念される中、国内での小麦生産の拡大と安全性の確保を両立するため、今後どのように赤かび病の防除、かび毒低減対策、調査研究及び技術開発を進めていく考えなのか、お伺いします。以上です。

【農政局】

マイクロプラスチックに関するご質問については、現在、調査の実施状況や関連データの有無を確認しているところであり、現時点で詳細はお答えできません。調査結果や関連情報を整理した上で、改めてご報告いたします。

また、赤かび病に関するご質問についても、健康影響や飛散リスクに関する知見、今後の対策や研究の方向性を含め、関係部局等に確認しているところです。内容を整理した上で、改めてご報告いたします。

いずれのご質問につきましても、ご指摘の趣旨を踏まえ、必要な情報を確認の上、適切に対応してまいります。よろしくお願いいたします。

(後日、消費者団体に回答した内容)

1点目のマイクロプラスチックに関するご質問ですが、農地や農作物中のマイクロプラスチックの分析法について国際的にも標準化されておらず、農林水産省においてはそうした情報の収集を進めているところです。そのため現時点では農地や農産物中のマイクロプラスチックの実態調査は実施していません。

今後、国内外の動向を注視し、必要に応じて調査を実施する予定です。

2点目の赤かび病に関するご質問ですが、農林水産省では、赤かび病菌の孢子や DON に汚染された粉じんの吸入による健康影響やばく露リスクに関する知見は持ち合わせておりません。

DON については、主に食品を介した経口摂取による健康影響の観点からリスク評価・管理が行われており、我が国では食品衛生法に基づく小麦の基準値を設定すると

ともに、農林水産省において「麦類のデオキシニバレノール、ニバレノール汚染の予防及び低減のための指針」を策定し、生産段階での汚染防止に取り組んでいます。

赤かび病は、小麦や大麦などに発生する世界的な病害であり、日本だけでなく、北米、欧州、中国、オーストラリアなどでも重要な農業・食品安全上の課題とされています。

また、DON 等のかび毒は国際的なリスク管理の対象であり、コーデックス委員会において基準値や汚染防止・低減のための実施規範が整備されています。

安全で高品質な国産小麦の安定供給に向け、赤かび病抵抗性品種の開発・普及、発生予察技術の高度化、適期防除の徹底、ドローン等を活用した効率的な防除体系の構築に取り組んでいます。あわせて、気候変動が病害発生やかび毒汚染に及ぼす影響に関する研究も推進してまいります。

○備蓄米に関する質疑

【消費者団体】

確認も兼ねて、お米の安定供給について伺います。

令和の米不足の際には、国が備蓄米を放出したことで供給量が増え、価格の安定にも一定の効果があったものと認識しています。

そこで、現在、国が保有している備蓄米の数量はどの程度あるのかお聞かせください。

また、食料安全保障の観点から、民間事業者による備蓄も重要と考えますが、国として民間事業者にどの程度の備蓄を求めているのでしょうか。

さらに、将来、食料不足や米の供給不足が生じた場合、民間事業者が保有する備蓄米の放出はどのような考え方で行われるのでしょうか。その際の価格は、国の備蓄米放出と同様の考え方によるのか、それとも市場原理や事業者の判断に委ねられるのか、お聞かせください。

消費者としては、緊急時にも必要な米が安定的に供給され、過度な価格上昇を抑えながら適正な価格で購入できるかに大きな関心があります。国として、どのような考え方のもとで備蓄制度を運用し、安定供給の確保に取り組んでいるのか、ご説明ください。以上です。

【農政局】

政府はこれまでおおむね 100 万トン規模の備蓄米を保有し、需給ひっ迫時や災害時に備えてきました。近年の米の需給状況を踏まえ備蓄米の放出を実施し、市場の安定に一定の効果があった一方、消費者に届くまでに時間を要したという課題も明らかに

なりました。このため、放出のタイミングや流通体制を含め、今後の改善が重要と考えています。

また、放出した備蓄米については買戻しのための入札が進められており、今後、必要な備蓄水準の回復が図られるものと承知しています。

あわせて、本日配布した資料は改正食料法の成立前に作成したものであり、一部に現在の制度と異なる記載があります。今回成立した「食料の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律」では、需給ひっ迫時への対応強化の観点から、従来の政府備蓄に加え、新たに 20 万トン程度の民間備蓄を活用する仕組みの導入が予定されています。

民間備蓄は、政府備蓄米のような長期保管・入替え方式ではなく、一定量を確保しながら市場で循環させる仕組みが想定されており、需給ひっ迫時により迅速な供給を可能とすることが期待されています。

なお、民間事業者に求める備蓄水準の詳細や、供給不足時における放出価格の設定については、現時点では具体的な内容は決まっています。今後の制度設計の中で整理されるものと考えています。

いずれにしても、政府備蓄と民間備蓄を適切に組み合わせながら、食料安全保障の確保と消費者への安定供給の両立を図っていくことが重要であると考えています。ご指摘の点については、今後の制度運用の参考とさせていただきます。

○米政策・食料安全保障及び「みえるらべる」に関する意見

【消費者団体】

今回の米不足は様々な要因が重なって発生したものと理解していますが、今後も自然災害や異常気象などにより、農作物の生産が大きく落ち込む事態は十分に想定されます。

我が国の食料自給率は決して高いとは言えない中、お米は国内でほぼ自給できる重要な食料であり、食料安全保障の観点からも生産基盤をしっかりと維持していくことが重要だと考えています。また、世界全体で需給が均衡しているように見えても、必要な人に十分な食料が行き渡っていない地域もあり、国内で安定的に食料を生産できる体制の強化が必要ではないでしょうか。

一方、農業現場では高齢化や担い手不足が深刻化しており、地域の努力だけでは支えきれない状況になりつつあります。今後の食料安全保障や米の安定供給を考える上では、備蓄だけでなく、生産者が安心して営農を継続できる環境整備や、生産基盤の維持・強化にも一層取り組んでいただきたいと思います。

また、生産コストについても申し上げます。持続的な営農のためには、単にコスト

を回収できるだけでなく、再生産が可能となる適正な利益を確保できることが重要です。肥料や燃料、農業資材価格の上昇が続く中、生産者が意欲を持って営農を続けられるよう、経営の維持・発展に必要な収益も考慮した支援をお願いしたいと思います。

最後に、「みえるらべる」についてです。生産者が参加しやすい仕組みとして意義がある一方、消費者の立場からは、有機 JAS との違いや制度の信頼性が分かりにくいと感じています。特に、生産者が登録した情報に基づく評価の仕組みであることから、確認方法や評価の信頼性について、より丁寧な説明が必要ではないでしょうか。

また、「みえるらべる」が付いた農産物について、どのような環境配慮が行われているのか、通常の農産物や有機 JAS 認証農産物と何が異なるのかを、消費者に分かりやすく示していただきたいと思います。

併せて、農薬や肥料の使用削減など、実際の環境負荷低減効果についても分かりやすく公表することで、制度への理解と信頼がさらに高まるものと考えます。

以上、意見として申し上げます。

【農政局】

「みえるらべる」についてですが、有機 JAS と比べて取り組みやすい制度として設計されています。

有機 JAS は認証機関による審査や認証費用が必要ですが、「みえるらべる」は国の認証制度ではなく、生産者が栽培情報を登録し、その内容に基づいて評価を受ける仕組みです。そのため、導入のハードルが比較的低く、多くの生産者が参加しやすい制度となっています。

化学農薬や化学肥料の使用量削減など、環境負荷低減の取組が確認できれば評価の対象となり、登録料も不要です。個人だけでなく、出荷組合や生産者グループによる申請も可能です。

申請は農林水産省の専用システムで行い、基本的なパソコン操作ができれば手続きは比較的容易です。また、農業管理アプリと連携し、栽培記録等のデータを活用できる場合もあります。

このように、「みえるらべる」は、有機 JAS ほど大きな負担をかけることなく、環境負荷低減の取組を消費者に分かりやすく伝えることを目的とした制度であり、生産者の事務負担にも配慮しながら普及を進めているところです。

○生産者支援と消費者の立場について、食料システム法に関する意見

【消費者団体】

私たち消費者は、安全で安心な食品を求めています。そのためには農業者が持続

的に営農できることが不可欠です。安全性の確保や環境への配慮には手間やコストが伴うため、生産者を支えることは、結果として食料の安定供給にもつながると考えます。

農林水産省には、安全で安心な食料の安定供給と、その基盤となる生産者の支援の両立を期待しています。消費者保護と生産者支援は対立するものではなく、日本の農業と食料供給を維持するために欠かせないものです。

また、農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻化する中、規模拡大だけでなく、地域の農地や農業基盤を維持していく視点も重要だと考えます。

さらに、「みえるらべる」のような環境負荷低減の取組については、生産者がメリットを実感できる仕組みづくりが普及の鍵ではないでしょうか。環境に配慮した農産物が消費者から適切に評価され、販売面や価格面でのメリットにつながれば、より多くの生産者の参加が期待できると思います。

加えて、食料システム法の趣旨については理解しておりますが、制度運用に当たっては、収穫期の繁忙など農業現場の実情にも十分配慮していただきたいと思います。また、生産者が適正な価格で販売できる環境づくりとあわせて、生産された農産物が無駄にならない仕組みについても検討していただきたいと思います。

本日のお話を伺い、農林水産省が生産者支援に取り組んでいることは理解できました。しかし、農業従事者の減少や高齢化、気候変動の影響などを考えると、日本の農業や将来の食料供給に対する不安は依然として大きいものがあります。

私たち消費者も、価格だけでなく、生産現場の努力や環境への配慮を理解し、その価値を評価しながら商品を選ぶことが大切だと考えます。消費者と生産者が互いに支え合いながら、安全で持続可能な農業と食料供給体制の維持・強化に取り組んでいただくことを期待します。

以上、意見として申し上げます。

【農政局】

まず、この法律は市場における日々の価格形成や相場取引そのものを対象とするものではなく、生産者と事業者の継続的な取引を対象とした制度です。

そのため、生産者が肥料代や燃料費、人件費などのコスト上昇を説明して価格協議を求めたにもかかわらず、「忙しいから協議しない」といった対応を行うことを望ましくないものとしています。価格の引上げを義務付けるものではなく、まずは誠実に協議の場を設けることを求める制度です。

一方、野菜や果物などの生鮮食品の価格は需給によって変動するものであり、この制度は市場価格や相場取引に直接介入するものではありません。

また、米の生産現場では長年にわたり、生産コストに見合った価格になっていないとの声が寄せられてきました。こうした状況を踏まえ、生産者が取引の中で一方的に不利な立場に置かれないようにすることも制度の目的の一つです。消費者への安定供給と、生産者が適正な価格のもとで経営を継続できる環境づくりの両立が重要であると考えています。

生産者を大切にしていくことの重要性については、そのとおりだと考えています。

我が国の食料自給率は高いとは言えない状況にあり、国内で生産できるものはできる限り国内で生産し、その基盤を維持していくことが重要です。一方で、生産量が過剰になれば価格下落により生産者の経営に影響し、不足すれば安定供給に支障が生じます。そのため、需要と供給のバランスを適切に保ちながら、生産者の所得確保と安定供給の両立を図る必要があります。

このため、「需要に応じた生産」を基本としつつ、不測の事態にも対応できる生産基盤を維持する観点から、国内需要だけでなく農林水産物・食品の輸出拡大にも取り組んでいます。輸出先の開拓や販路拡大を進めることで、生産者の所得向上と国内農業の維持・発展につなげていきたいと考えています。

世界的には人口増加に伴い食料需要の拡大が見込まれる一方、日本では人口減少により米をはじめとする国内需要の減少が続くと見込まれています。

こうした中、生産基盤を維持するため、農林水産省では輸出拡大に加え、ドローンや自動運転農機などを活用したスマート農業の普及、新規就農者の確保や担い手育成に取り組んでいます。

また、農地を将来にわたり維持していくため、「地域計画」の策定を進めています。これは、将来どの農地を誰が担うのかを地域で話し合い、農地利用の将来像を共有する取組です。限られた担い手への農地の集積・集約を進めながら、地域農業の持続的な維持を目指しています。

さらに、日本は地域ごとに地形や気候条件が大きく異なるため、全国一律の大規模化だけで課題を解決できるものではありません。地域の実情に応じた対応が必要であり、その考え方も地域計画に反映していきます。

地域計画では、農業者や関係機関に加え、若い世代にも参加していただきながら、地域の将来像や担い手の確保について議論を進めます。

また、有機農業など環境に配慮した農業に地域ぐるみで取り組むことで、防除作業や機械利用、資材調達の効率化が図られ、生産者の負担軽減や経営の安定につながることも期待されています。

今後も、地域計画を継続的に見直しながら、地域の実情に即した実効性の高い仕組みへと発展させ、生産基盤の維持と持続可能な農業の実現に取り組んでまいります。

○次世代につながる持続可能な農業

【消費者団体】

最後になりますが、これからの日本の農業を考えると、若い農業者が増えていくことが非常に重要だと感じています。

農業は決して楽な仕事ではありませんが、多くの生産者の皆さんは、安全で良いものを消費者に届けたいという思いを持って日々努力されていると思います。そうした生産者が安心して営農を続けられるとともに、次の世代が農業に魅力や希望を感じて新たに参入できる環境づくりが重要ではないでしょうか。

消費者にとっても、安全で安心な食料を安定的に確保するためには、生産者の皆さんが将来にわたって営農を続けられることが不可欠です。

農業に携わる方々の努力が適切に評価され、多くの若い世代が農業に夢ややりがいを持てる社会になることを期待しています。

以上、意見として申し上げます。

【農政局】

今回、「みえるらべる」についてご紹介しましたが、長野県内では、現時点で「みえるらべる」を付けて販売されている農産物はまだ多くありません。

そのため、消費者の方々からは「興味はあるが、どこで購入できるのか分からない」、また生産者の方々からは「取得することでどのようなメリットがあるのか」といった声をいただいています。

現状では、ラベル取得によって直ちに価格上昇や所得向上につながる仕組みが確立されているわけではありません。しかし、「みえるらべる」は、環境負荷低減に取り組む農業の価値を消費者に分かりやすく伝え、生産者の取組への理解を深めることを目的とした制度です。

このため、生産者だけでなく消費者にも制度の趣旨や意義を理解していただけるよう、普及啓発に努めています。今後、制度の認知が広がり、環境に配慮した農産物を選ぶ消費者が増えることで、生産者の取組が適切に評価される環境づくりにつながることを期待しています。

農林水産省では、農業や食料、環境問題への理解を深めていただくため、さまざまな普及啓発活動を行っています。

例えば、消費者団体との意見交換会や学校での出前授業を通じて、食の大切さや農業の役割、環境に配慮した生産活動について理解を深めていただく取組を進めています。

また、化学農薬や化学肥料の使用低減、生物多様性の保全、食品ロス削減などに関する情報発信にも取り組んでいます。食品ロスの削減は、食料を無駄なく活用するだけでなく、生産者の努力や資源を大切にすることにもつながる重要な取組です。

こうした活動を通じて、消費者の皆様にも農業や食料生産の現状、環境負荷低減の取組への理解を深めていただき、「みえるらべる」をはじめとする取組への関心を高めていきたいと考えています。生産者と消費者がともに持続可能な農業や食料システムについて考えるきっかけとなることを期待しています。

【意見交換会の様子】

①



②

